

部落解放研究所おしらせ

第六回研究員会議

部門別会議の報告

啓発運動部門会議報告

加藤 敏明

啓発運動部門の報告をいたしたいと思ひます。参加者約30名、まず最初に啓発にかかります。これからの課題ということで私の方から報告をして論議をしました。報告の中で、特に高槻市の意識調査の結果を伝えて報告がなされたわけです。その報告内容につきまして少し紹介をしておきたいと思ひます。

一つは、高槻市の意識調査は、去年の11月と12月にかけて取り組まれました。今回の調査の特徴は、市民の意識調査と、人権協の会員の意識調査と、企業の研修推進委

員の意識調査というところで、同じ時期に違った対象者を相手にしまして、調査をしたわけです。

市民の意識調査の回収率が60・1%、人権協が52%、企業の推進委員が62・4%という結果が出ました。そこで、市民の意識調査の結果でありますけれども、従来から部落の周辺における差別がきついなというわけでおったのですけれども今回の調査でも、特に校區別に集計をとりまして、そのことが改めて出てまいりました。例えば、部落問題についてかかわりたくないと言っ

来から言っておるのですけれども、そのことの重要性・必要性が改めて出てまいりました。

もう一つは、特別対策、同和地区にことさら同和対策すること事態おかしいというふうに言う人の分析を行いました。その結果わかったことは、このように訴えている人が同時に他の人々にも、例えば、母子家庭であるとかあるいはもしそういう人たちに對しても特別な対策が必要である。すなわち特別対策そのものがいけないというのではなくて、部落だけにかぎられていることがいけないんだ、あらゆる人に拡充すべきだと同時に答えている人が今申し上げました人の中で46・9%もありました。

すなわち、同和地区にことさら特別対策することがおかしいというふうに否定しておる人たちの中でも約半数が、そもそも特別対策がいけないというおるのではなくて、自分たちにもそのような施策をしてほしいということを主張しておるといふことがわかりました。したがって、よくねたみ差別をしておるといふふうに申しますけれどもそのような人たちがここにあたって

るわけです。

それから、もう一つ46・9%以外のすなわち53・1%の人たちが問題になるわけですけれども、その人たちの考え方の一つとしてはつきり出てきましたのが、生活が貧しいのはその人の努力が足りないからだと言っことを主張している人が非常に多いわけです。すなわちその形式的な平等という考え方に立っているということがわかりました。しかも、階層分析をしますと、年齢別でいいますと40才から50才代、仕事をみますと事務的、あるいは自営業者に多い。管理監督者とそうでない人を比べると、管理監督者の中にそういう考えが強い。また、自治会とかあるいは婦人会、あるいはPTAの役員といった層の中にも強いというところが出てきました。収入面を見ても比較的高い収入層の中で、今申し上げましたような考え方が強いということが出てきました。

したがって、同和対策に対する攻撃というものがあつたわけですが、やはり、他の人々にも必要だと言っふうに答えておるようなねたみ差別をもつておる層と同時

を言っておりますのが市民平均ですと10・

9%、ところが部落を含む校区では20・3%ということ、約2倍近い比率が出ております。また同和対策事業につきましては、これからは必要でないと言っふうに言っておりますのが、市民の平均の6・8%、部落を含む校区の場合が13・8%と言っことでやはり2倍近い比率が出ております。また特別対策すること事態おかしいというところのが市民平均40・1%、それに対して部落を含む校区の場合48・8%という結果になっておりました。周辺地域に對しての特別な施策というものが必要である。あるいは運動としても周辺地域共闘をつくつていく必要があるということを從

に、形式的な平等から反對しておる。そういった層があるわけですが、両方に対する啓発活動が必要であるということが出てきました。

それからもう一つは、最近では啓発活動とかわつて問題になってきてますが、認識という問題と態度という問題がテーマになってきました。つまり部落問題についてどう認識しておるかということと、じつはこの問題に直面した時にどういう態度でどういう行動をとるか、というところがつねに議論されてきておるわけです。だから、差別は悪いということをはわかってはいるけれどもしかし、差別をなくすために行動するということにつなげていない、ということが指摘されているわけです。

そこで、部落問題に関する認識のところを調べてみますと、部落の歴史であるとか、あるいは部落差別をなくすために、どのような施策が必要であるかと言つた認識につきましては、部落問題の研修をうけておる量にしては着実にふえておるといふことがわかります。ところが、例えば、結婚問題についてどのような態度をとるか

ということころを調べていきますと、研修の量というのは一定の限界にぶつかってあるということがわかります。むしろ、その研修に参加してある動機がたいへん問題です。すなわち自ら進んで参加してあるか、それとも言わば他から言われて、あるいは勤務上参加してあるかというところで、はっきりした違いが出ております。自発的に参加してある人の場合には、研修の量が多くなっても、大きく態度が変わってあるということがわかりました。

したがって、認識と態度という問題を考えた時にいわば客観的な認識にあたる部分というのは研修の量という点で、かなり改善されてくるということがわかりますけれども、しかし、自分自身の利害であるかあるいは態度といった問題につきましても、自発的に参加してあるかどうか、もっとつきつめてみますと、自分自身の言わば心のうちに衝動力というものをもってあるかどうか、ということがひじょうに重要だということがわかってきました。したがって、研修を中心にした啓発活動というものが一定の限界にぶつかると、人権草の根運動

であるとか、あるいは啓発運動というふうにありますけど、自らの人権の問題と結びつけて、自ら行動する。そのようなことと結びついた啓発活動をどう推進していくかということをごこれからはもう少し考えて行かなければ、このような問題点については改善されないのではないかというふうに思います。

もう一つは、部落問題についてはじめて聞いた時の印象についてまとめてみたわけです。そこで重複解答で聞いたわけですが、記入しておりますのが42・5%、したがってかなりの人たちが記入してくれました。しかも、全体の総数の22・8%、4人にひとり、部落について否定的なことを聞いておることがはつきり出てまいりました。年代別に調べてみますと、20代と30代というのが、一つの大きな転期になっておることがわかりました。20代ですと、肯定的な話を聞いたというのが13・5%、否定的な話を聞いたというのが16・1%という結果になっておりまして、30代ですと、それが逆転して、肯定的な話を聞いたというのが6・9%それに対して否定

がないということが指摘されておりまして、やはり共通した問題点が出てきておるといことがわかりました。更に、その後、企業研修のあり方という点につきまして少し論議が行われました。一つは、この最近の企業研修の場合にマンネリ化の傾向があるのではないかとということが指摘されまして、企業のトップの姿勢の重要性ということと、管理者の研修のあり方というものをもう一度考え直してみ

定的な話、マイナスの話を聞いた人の場合にはそれが37%という結果になっておりますし、肯定的な話を聞いた人の場合には68・5%という結果になっております。しかもこのマイナスな否定的な話を聞いたという人は、そのうちに研修は以前より多く受けておるわけです、研修を多くうけておるけれどしかしながら、一度最初に偏見をうえつけられますとなかなかそれが取りのぞけないということが改めて出てまいりました。

以上が、調査の結果として報告された内容であります。それを受けまして少し論議をしました。安田信託銀行の方から報告が行なわれました。安田信託銀行の場合には一九八〇年に全従業員を意識調査が取り組まれて昨年の12月、ざっと3年間を経て再度ほぼ同じ調査項目で意識調査が行われました。その結果が報告されたわけですが、やはりさきほどの報告とかなり共通した傾向が出ておりまして、いわば部落の歴史であるとか、知識にあたる部分はかなり改善されてきておる。ところが、結婚といった問題についてはほとんどみるべき改善

的な話を聞いたという人が24・9%という

ことで、かなり多いわけです。そして認知経路、どのような人を通じてそのような話を聞いたのかということも調べたわけですが、けれども、身近な人から聞いた場合には、否定的な意見を聞いたという人が78・1%、肯定的な話を聞いたというのが20・8%ということで、身近な人においては否定的な話を聞いておるケースが非常に多いということがあらためて出てきました。それに対して研修会やあるいは講演会、学校の授業などのいわば、社会的な正しい情報を聞いておると言うふうには思われる人たちの場合には逆転しておりまして、肯定的な話を聞いたという人が75・8%という結果になっております。

更に、そのような話を聞くことによつて、この研修や啓発をうけてもなかなか効果をあげにくいということもわかってきました。マイナスの否定的な話を聞いたという人たちの場合には、例えば部落の起源の理解という点につきましても、市民平均の場合は39%の人が政治的につくられたというふうに答えておるわけですが、否

必要があるのではないかとということが指摘されました。以上、簡単にありますけれども啓発運動部門におきまして報告された内容と論議された内容につきまして報告させていただきます。

人権・行政部門会議報告

中村 清 二

それでは人権・行政部門会議の報告をさせていただきます。参加者12名で6時半から始めまして基本的な討議を9時過ぎまでやりまして、その後懇談という形で11時ぐらまでやりました。

中心的な課題テーマとしましては、「部落解放基本法」について考えていこうということ、これはまったく個人的な考え、タタキ台として研究所事務局長の友永

健三氏より最初に報告がされました。

「部落解放基本法」を考える上で、昨年の全研なり、研究者集会でも、若干報告されているわけですが、基本的には「部落解放基本法」の中で考えるべき点として、第一に部落差別の実態面の改善ということ、これはもちろん環境改善だけではなくていわゆるソフト面といわれている仕事や生活・教育・産業の問題等についても含ん

だ実態面の解決という点、それと第二には差別意識の撤廃という点、教育・啓発という点です。三点目は、差別事件の中で悪質なものに差別煽動や就職差別、等々については、法規制をするべきだということ、こういった三点を含んだような内容で少なくとも「基本法」が考えられるという提起でした。

また、法律の姿からすればそういう三点を理念的に網羅した「基本法」と同時にそれを具体的に執行していく上での規定を盛り込んだ個別法が必要で、先程申し上げました実態面の解決に対しての措置を盛り込んだ法律と、法規制いわゆる差別禁止を盛りこんだ法律が考えられます。理想的には、「基本法」と実態改善措置に関する法律、それと差別禁止法といった三本立てが、考え方としてあるのではないかとということが提起されました。

そして、「基本法」についての先の三つの点を含んだものという形で、それでは具体的にどのようなものが考えられるのだろうかということ、10項目ほどの柱にわたる大綱(案)が報告されました。

をどういうふう規制していくのか、これがやはり、世界的に見て一つの大きな差別規制の中心として主流になっていると、そういう意見が出されました。

また、差別規制、禁止といえますけれども、どこまで、どういう差別まで、差別禁止法の中で考えるのか、部落問題だけにするのかあるいは、これらも含めた様々な差別、その場合でも、人種差別撤廃条約の国内法という立場からしたら、門地、人種、民族、こういったものを対象としていく方がスッキリしている、といった議論がなされました。

それと、差別的法的規制に対して出てくる反対論では、三つぐらい考えられるだろう。それは一つは、いわゆる差別禁止という場合には、表現や営業の自由とかかわりが出てくるという点と、二点目には、先程もふれましたけれども教育啓発を主流に考えるべきだといった反対論も出てくるだろうし、三点目には、運動の中では、糾弾ということとかかわってマイナスにならないかという意見があります。これらは、おそらく議論になればなるほど一つの意見

そして、「基本法」をふまえた形で特別措置法あるいは差別禁止法というものの、基本的なアウトライン、考え方がどのように考えられるか提起されました。

今日のいわゆる「新法」の5年内の中でこういった「基本法」についての中味の検討、それと制定運動が進められるわけですが、これも、当面、研究所としては、「基本法」の内容の具体的な案というものを作る必要があるわけで、これについて、どういう形で、どういう場所で検討していくのか、そういうことについての若干の問題提起と、それにかかわった制定運動の考えられる過程といえますが、制定のために必要な条件についても問題提起されました。これらの提起を受けた形で、何点かが議論になりました。

「基本法」の大枠についての考え方は、だいたい参加された方々の意見は一致していましたが、個別法の中で、特別措置という点では、いくつか議論になりました。

一つは、香川大学から参加していただいた高野真澄先生から意見が出されました、いわゆる特別措置ということを考えるとして出てくるだろうし、考え方を整理していく必要があるということ、禁止法の関係では、意見が出ました。

あと、いくつか議論になった点としては、「部落解放基本法」と呼んでおりますけれども、いわゆる「人種基本法」といいますか、これとの関連についてどうなっていくんだらうか。あるいは、今、人種差別撤廃条約の批准運動という形で進めておりますけれども、人種差別撤廃条約の批准の国内法という点、国内版という点、そういう点から考えた場合に「部落解放基本法」あるいは「人種基本法」という形で呼んでおりますけれども、それぞれが、どういう関連になるんだらうか、人種差別撤廃条約の国内法という形では、「反差別法」というものが理想的には、ストレートに出てくるだろうけれども、実際に部落解放運動として

ときに、今の現行法もそうですけれども、性格のかなり違った二つのものが盛り込まれているのではないかと。それは、いわゆる環境改善という点と仕事とか生活とか教育といったソフトな面で、これらはかなり性格が違いますし、当然、同じ年限で切ってしまうことは実態的に見て無理だと思われれます。そういう点で、個別に立法化していく時に、検討の余地があるのではないかと、という点が指摘されました。

二点目には、差別禁止法との関係で、午前の友永さんの報告とも関係しているのが、全解連の側からは、差別禁止、差別規制については反対だし、国際的なすう勢としても、差別禁止ではなくて、教育啓発だということ主張についてはです。

この主張は、全く誤っており、国際的なすう勢ほど差別禁止ということがしっかりしているということ、そして、それをふまえた上で、同時に教育・啓発ということもやっていたかねばならない、という方向が、国際的なすう勢となっているという指摘や意見がだされました。そして、差別禁止という中でも、特に「差別煽動」ということ進めていく場合、やはり、「部落解放基本法」を念頭においた上で、幅をもって対応していけばいいのではないかと、といったことが議論されました。

以上のような点について議論がなされたわけですが、今後は一つの取組みとしましては、「基本法」の中心について、学者の方々とか、あるいは研究所の関係者、学識経験者、運動関係者等の参加をいただき、検討会を続けて、できたら7月の研究者集会や、あるいは今年10月の全国研究会といった節目になる時に、検討を積み上げていったものを中間報告という形で出して、来年1月には、一定の「部落解放基本法」の案を出していくという方向性を確認しまして、人権行政部門の会議を終了いたしました。

歴史・理論部門会議報告

渡辺 俊雄

昨晩の報告と討論の内容を簡単に報告し

ます。

従来から部落史の文献目録を作ってもらっている津田潔先生の方から、「自由民権運動と部落問題」ということで、これまでの近代の部落史研究のうち、自由民権運動と部落問題のかかりについてどのような研究がされ、どういう問題が浮かび上がったか、これからの課題というものを報告していただきました。

御存知のように、津田先生は近世の目録についてすでにまとめられておりますし、現在、近代の部落史の文献目録を作成されております。歴史部会としても、すでに昨年、解放令を中心とする研究について報告していただいたわけですが、今回の報告は、その一連の研究のまとめの一つということでもやっております。

これまで、自由民権運動と部落問題のかかりについてはいろいろ研究がされ、多くの事実もほり起されてきています。例えば、たいへん有名なのは、中江兆民が『東雲新聞』に「新民世界」という論説をのせており、部落問題と当時の自由民権運動なり、中江兆民のかかりが研究されています。それ以外にも具体的事例として

ば、もっと具体的な事例が明らかになるかもしれませんが、現在のところではそういう状況ではないということでした。

後に討論もしたわけですが、そういう意味ではこれまでかなり願望も込めて、部落解放運動と自由民権運動のかかりはひじょうに高く評価されてきたわけですが、昨日の報告は、そういう評価をもう一度、事実をふまえて明らかにしたいということであったわけですが、逆にもっと積極的に評価してもいいのではないかとという意見も出ました。もちろんすべてもう手を上げて、それでよかったですのではないにしても、水平社が創立される以前のとり組みとして、限界はあるけれど、評価すべきではないか。あるいは中江兆民、田中正造と部落問題のかかりはかなり深いわけですが、これも、はたしてそういう「個性」というだけで整理できるのかどうか。もっと当時の運動の状況とか社会的な視野からもっと高く評価していいのではないかとという意見も出ておりました。

昨日の報告、自由民権と部落問題というテーマでありますけれども、もう一つ重要

は、福岡の方の復権同盟といわれる動き、あるいは当時の神奈川県、東京の八王子の方の被差別部落の中心に自由民権運動が関わられ、自由党にも参加しているという事例、あるいは大阪の自由党の新聞『文明雑誌』がありますが、ここに部落問題にかかわる論説が発表されていたり、それから兵庫県の住吉においては、神社祭礼参加について大審院まで、裁判闘争を行いました。その結果、画期的な勝利を明治の七十年代に得るわけですが、その後四十六名という多数の部落民が自由党に参加するというような事実。更に九州の方では、『福陵新報』という機関誌で「福岡県下の新平民諸君に告ぐ」というような論文が発表されているとか、こういうふうな部落問題にかかわるいろいろな動きがこれまで明らかにされてきている。

ところで、そういう運動をどう評価するかということでもあります。報告によりますと、このごろ「民権状況」という言葉がつかわれているようですけれども、いわゆる民権という意識はかなり広範にあったわけ、その中で今のへまましたような部落の

な問題提起があります。それはいわば、自由民権期における部落問題をどう把握するか、ということでもあります。これまでの運動を中心とした自由民権期の活動の研究は、この時期、つまり自由民権運動の起ってくる基盤はどういうところにあったのか、その当時の部落の状況はどんなものだったのかをもっと明らかにしていく作業と結びつかなければならぬのではないかと、ということでした。

昨日報告がありました、いわゆる「民権状況」といわれる中で起こってくる部落の側からの動きは、例えば、氏子への加入を積極的に求めていく闘いがありますし、祭礼への参加、みこしをかつがしろうという要求をつき進めていく運動、あるいは入会権を確保していくという要求でありますとか、自分たちの私的な土地の使用を確認させていく闘いがありますとか、あるいは分村独立の闘いとかみあって、あるいは小学校登校への要求などもさまざまな動きが出てきているわけです。こういうことが何故起こってくるか、起こってくる部落の置かれている客観的な状況といえますか、こ

側からの平等を求め、解放を求める動き、あるいは兆民の自由民権運動の側から部落問題について発言するといったようなことがかなり行われてきた。このことの実実は高く評価されております。しかしながら、もう少し厳密な意味で、「民権状況」ということではなくて、もっと具体的に自由民権運動の中で、部落問題がとりあげられ、具体的な闘いの要求の一つとして内在化されていたのか、あるいは逆に自由民権運動の側から被差別部落に対して、部落問題をとりに上げるといった積極的な働きかけがどれだけあったのか、ということについては、一部の例をのぞいては極めて弱かったのではないかと。このことが実は、自由民権運動の弱さにもあったと思っわけですけれども、必ずしもこの自由民権運動と部落問題というのが、かたくあるいは深く結びついてきたということではないのではないかと。従来自由民権運動の研究自体が、いわば、部落問題抜き、差別的視点抜きできていますし、今後もっと資料の発掘が進み、部落問題の研究からの資料の掘り起しが進んでい

う研究がこれからの課題になってくるということ、以下の三点にわたって、提起されました。第一は、自由民権期における被差別部落民のこうした動きが、どのような動き、つまりどのような支配体制のもとで、どのような支配構造に位置づけられ、どのような社会的経済的状況に置かれていたのか、そのもとでどういう動きをとってきたのか、そしてそのもとで、部落の動きの意義を明らかにする。第二には、自由民権期における天皇制の体制的な整備が具体的にどういうふうな展開され、特に天皇制のイデオロギーがもっている部落差別を体制化するのに果たした大きな役割を明らかにしていくという課題がある。そして第三に解放令を含む一連の近世的な賤民制、あるいはもっと広く近世身分制の解体が進んでいくわけですが、そういう政治的な措置によって賤民制が廃止されることによつて、どのような事態が被差別部落の上におこってくるのか、どういふふうな何が変化していったのか、を整理することによって、いわば近代の被差別部落の成立をはつきりさせるのではないかと。

実は、自由民権期の分析研究というのには、そういう被差別部落の問題を考える上にも大きな意味をもちあわしているわけですけれども、まだまだ具体的な考えが進んでいないのではないかとといった報告でありました。

そして、報告者の方から一つの仮説というところで、こういうレジメが出されました。

「近世の賤民身分である、エタ・非人などは一八七一（明治四年）八月二十八日の「エタ・非人等称の廃止の太政官布告」によって平民化され、制度としての賤民身分は事実的には廃止されたが、近世賤民身分の主要な部分、「エタ」は封建遺制、社会的身分として存在し、明治前期における近代国家成立仮定の中で、旧来の慣行のうえに、更に新たな部落差別が加わり近代における部落差別が再生産されてきた。」

仮りに報告者の名まえをとってこれを「津田仮説」「津田テーゼ」としますと、国民的融合論の側からは、昨日もふれましたが、鈴木良さんの方から「地域支配」というテーゼが出てきているわけです。

判」の報告が行われ、第三に、二つの報告にもとづいて、今後の部会活動の進め方の課題について論議を深めた。

まず、最初に全体報告の補足があり、三点についての補足が行われた。一つは、「自主的・民主的の同和教育論」と総称される共産党全解連の論者の内部でも今、深刻な意見の分岐があるという点の指摘である。

たとえば、永年「自主的民主的論」の代表格であった東上高志氏の「同和教育論」に対して内部で（例えば、高知の尾崎勇喜氏とか、和歌山の西滋和氏、更には杉尾敏明氏など）東上高志に対する批判が行われている。その批判の論旨は、東上氏の「同和教育」に関する概念規定はあまりにも「同和教育」を拡大解釈していることだとする。すなわち、東上氏は同和教育は、「すべての領域で、すべての教科で行われるべき」という規定をしていることや、「教育と運動を結びつけるべきだ」と東上氏はかつて言っていたことに対し、運動と教育の混同をまねく規定であるとの批判を非常に強めている。

また、最近、「活躍」している杉尾敏明

この点についても若干議論したわけですが、けれども、いったい明治以降の部落差別の問題を「封建遺制」という形でいってしまっているのかという問題が、ひとつ議論になりました。それから「従来の慣行の上に新たな差別が加った」という表現になっているんですけども、いったい新たな部落差別なのかどうか、近世との連続性をむしろ強調すべきではないか、という意見と、逆に「新たな」という、つまり、現象的に新しくなったということをもっと強調すべきではないか、という意見が出ました。

津田先生の報告は、今回は自由民権運動期であります。さらに日本の資本主義と部落問題それから水平社運動、あるいは融和運動の研究の総括、あらゆる課題が山積みにされており、今後とも歴史部会

教育・地域部門会議報告

前川 実

教育・地域部門は、22名の参加の下、討議をおこなった。第一には、全体会議の前

氏への批判ということもある。杉尾氏は、氏特有の「公教育論」から、きのう紹介がありましたように、保育所の保育が子供たちの親に子育てとか保育のことをいろいろとアドバイスすることも、親の教育権、「親権」をおかすことであると言いきっています。また、教師が地域に出かけて家庭訪問の中で訴えることも、親の親権への侵害といたぐあい規定し、学校と地域・教師と親とのかわりあいを否定する。これら「公教育論」に対する批判や、さらには、「同和教育」というものを部落問題の知識を伝達するものということだけに限定」する氏の捉え方に対して、西滋和氏あるいは神戸大学の齋藤浩志氏等から鋭い批判があることの紹介があった。

更に、最近、「自主的民主的の同和教育論」の内部では、小川太郎を否定的に評価する傾向が強くなってきている。すなわち、教育が社会的階層的な構造と不可分であるというところを小川氏は強調しているわけですが、このことについてあまりにやる傾向が強まっている。

二つ目の補足として、最近いろんな立場

で報告をいただきながら、討論を深めていきたいと思えます。

来年度は、『部落問題事典』の編集の作業もありますし、歴史の分野としては、近代の『近代部落の史的研究』の編集という、大きな課題もかかえております。

なお、来年の四月から開館予定されております、大阪人権歴史資料館、現在解体が進んで近く建設がはじまるわけですから、今日までにだいたいまとまってしました資料館の全体像なり、展示内容について、時間をとって報告いただきまして、ご協力をお願いいたしました。

参加者二十名で、六時半から十時まで討論を行いました。どうもありがとうございました。

川報告に対する論議、第二に、鈴木祥蔵氏から「杉尾敏明『解放教育論批判』への批

から「自助努力」・「自立」・「連帯」ということの強調が行われていますが、その際には、この概念の中味をもう少しきちり整理すべきではないかということの提起があった。臨調の「自助努力」の強調というのは、政府自民政権としては、「これ以上国民に、無駄な金を投資することはない。もっと安あがり効果のある教育を実現しよう」という発想からのもので、子供の教育というのは、基本的には家庭に責任があるとして、国民にすべて責任を押しつける認識が基礎にあるわけです。

三つ目の補足としては、とりわけ解放教育運動の当面する課題についての理論的な整理が、今、必要になってきているのではないかと、ということの提起であります。一九七〇年以降、部落解放教育の取り組みを中心としながら、障害者解放の教育とか、在日朝鮮人、民族の教育、女性解放のキャンペーン、反核・平和の教育ということ、解放教育という主張は、さまざまに広がりをもってきました。そういう中で、被差別の立場にある子どもを焦点にすえた教育実践という共通した視点をもちながら、そのよ

うな取り組みの拡がりの中で、一方では、被差別部落の子供たちの教育課題というところがあいまいにされるという傾向が一部にできている。教育の共同の闘いが拡がったという積極的な面と同時に、被差別部落の子どもたちの教育課題があいまいにされ、放置される傾向が一部に生じているという意味でも、理論的な整理が必要ではないかという提起であります。

第二の報告として、鈴木祥蔵先生から杉尾敏明氏の「解放保育理論批判」に対する反論がなされました。

杉尾理論というのは、非常に複雑な論理構成で極端な議論を展開しており、批判に値しない面もありますが、我々の立場からみれば、まったくでたための議論でも、例えば保育の分野では、東日本各地で杉尾理論を受け入れるような余地がある。そういう意味ではきめ細かな批判が今日必要ではないかと説明された。

八鹿高校の事件をきっかけに、杉尾氏は同和教育、同和保育の舞台に登場してきたが、運動と教育の分離、解放運動と同和保育(公的保育)の区別ということを杉尾氏

は強調して、保育の中立性をこれみよがしに主張しているが、「解放同盟にくし」の誹謗中傷のみで、権力の側に対する批判が一切ないことが杉尾理論の特徴となっております。更には、運動と教育、運動と保育とのかかわりについて理論的な面の批判だけでなく、国際的な実践の教訓に学ぶべきで、イタリアでは労働総同盟が中心におこなった一九六四年の保育法案を勝ちとる運動がある。これは、女性を働かせている企業は、女子労働者の賃金の1%を税金として国家におさめ、その1%の税金で国家や地方自治体は、保育所建設や保育所運営を行うことを義務づけた法案であり、今日のイタリアにおける保育運動の基盤となっていること。更に、「保育所運営委員会」というものが各地に作られて、地域の代表、労働組合の代表等々が加わって、保育所の自主運営を行っていることの紹介がなされた。

以上の二つの報告にもとづく討論を行なったが、討論の中では、杉尾理論を「自主的民主的と同和教育論」の中でどう位置づけるかの論議が行なわれた。

杉尾氏は、兵庫の八鹿高校事件を契機に

大きいということを強調してきた。そういう意味では、最近の「自助努力」の強調、「家庭教育の重視」ということは、やはり保育の運動の中で、つねに問題にしてきた「家庭保育第一主義」ここにもう一回舞いもどらうという姿勢にも共通する。

今日、部落の子どもに対して、「自立」を強調される場合、「今の部落の子どもは学校に甘えている。あるいは行政施策に甘えている。この甘えの構造を打破するために自立をせまる。」こういう論理がある。教育行政や学校の責任を免罪し、すべて家庭に押しつける、子どもに押しつける、こういう論理の一貫ではないかという点が強調された。

さらに、「地域の教育集団づくり」「地域の教育力の再生」に関して議論があり、日教組が諮問した第二次教育制度検討委員会の「最終報告」でも、「地域の教育力の再生」ということが非常に強調されたが、これに先だつ中教審の「審議経過報告」や財界の「非行問題報告」の中でも、「地域の教育力」が強調されてきている。

現実には、一九七〇年以降、彼らは、草

の根の保守主義」の運動として、「青少年健全育成運動」を非常に手広く組織し、その典型が、埼玉県、兵庫県にある。そこでは子どもたちの非行防止を口実に、警察と学校の一体化や防犯委員などの地域の各種団体の役員が、学校を監視する、「地域ぐるみの運動」を行ってきた。同じ「地域の教育力の再生」といっても、その中味、意図するもの、地域の教育集団づくりにおけるプロセスについても、差異があり、めざすべき子ども像がちがうのであり、今日的な対決点をはっきりさせるべきである。

最後に、来年度の教育・地域部門の各部会活動の方向に関わる論議の中で、子ども会、保育所、高校、大学、小学校、中学校、すべてにわたって、今の解放教育運動の理論的にも実践的にも総括が求められ、同時に「教育臨調」に現わされるように、権力側、政府・自民党のサイドからトータルな形で、全般的な教育改革のプログラムが提起されていることをふまえ、もう一度、10年前にとりくんだ「解放教育計画検討委員会」を再組織し、その中核的な役割をになつていくというところが、申し合われました。

はなばなしく登場し、その後は大阪府大東市深野小学校校区編成事件など、解放同盟と対立するところには必ず顔を出すという役柄であり、彼の理論的な粗雑さゆえに、事情のわからない人には、それが「大胆な提起」と思われているらしいが、「自主的民主的と同和教育論」をもっとも理論的に純化したものであると確認された。次に「自立」「連帯」「自助努力」などの概念めぐって議論がおこなわれた。鈴木先生からは、テレビの「おしんブーム」の中で、臨調では「自助努力」が強調されてきたが、保育の分野では、戦後一貫して「家庭保育第一主義」という考えが広く国民の中に宣伝されている。「子どもは保育や教育は家庭でやるのが一番ふさわしい」「共働きでやむを得ず、保育にかける状態」として保育所にあずける。」という理解が一般的だった。このこと自身が誤りであるとして同和保育運動を行ってきたが、それは、本来の意味での子どもたちの保育・教育というものを実現しようと思えば、その子どもたちの集団の中で、組織された集団の中で教育する保育所の果たす役割・教育的役割が

最後に、大教組が平和教育の教材として宣伝活動を強めている「今、生きる」という被爆二世の死を扱ったテープの問題点について提起がありました。これは数年前、府立の阿倍野高校でなくなった被爆二世の青年のことを綴った被爆者達の詩集をもとにしているのですが、作者にことわりもなく改作したり、当事者との話し合いも十分行わないままに、ある高校教師が自分の思いだけで作りあげてしまったということでした。テープは、関西合唱団という高校生を主体としたコーラスグループの構成詩としてそれなりに、すばらしい出来栄とされています。そのテープを聞いた、大阪の被爆者の母親たちが、「被爆二世の立場をあまり違った形で、子どもたちに伝えられてしまう」「原爆症が遺伝することだけを強調している」との問題提起があることが訴えられた。この問題についても、大阪の被爆二世の会や、被爆者団体の方々と共同の論議をもち、積極的にとりくんでいくということを確認した。

以上で、地域・教育部門の報告を終わります。

社団法人 部落解放研究所一九八四年度研究員
の入会並びに更新手続きのお願い(再掲)

(社) 部落解放研究所
理事長代行 村 越 末 男

つきましては、一九八四年研究員の入会・更新手続きを左記の通り実施いたしておりますので、よろしく手続きいただきますようお願いいたします。

記

①入会申し込み書に必要事項を記入のうえ、研究所へご返送下さい。

会員 正会員 一〇,〇〇〇円(総括責任者・部長・幹事・部会事務局長の方)

特別会員 五,〇〇〇円(一般会員の方)

②更新ならびに入会申し込み手続きをいただきますと

イ、紀要『部落解放研究』(年五回刊)を無料配布いたします。

ロ、研究所・解放出版社の図書購入にあたって割引させていただきます。

(二〇%引き)

ハ、「研究所通信」を発行し、配布いたします。(月一回)

ハ、図書室の閲覧・コピー等ができます。

なお、委嘱状の必要の方は、その他の欄

に「委嘱状要」とお書きください。

- ①部落解放研究の発展にむけ、ひきつづき理論的・政策的裏づけにとりくむ。
 - ②解放理論の整理にむけた諸事業にひきつづきとりくむ。
 - ③啓発企画事業を充実強化する。
 - ④国内の反差別・人権擁護の運動や研究者との連携を強める。
 - ⑤国際連帯活動にひきつづきとりくむ、女性差別撤廃条約と人種差別撤廃条約の早期批准を求めていく。
 - ⑥故原田伴彦理事長追悼事業にとりくむ。
 - ⑦組織財政基盤の拡充にとりくむ。
- このような課題達成のため、一九八四年も関係各位の更なる御支援、御協力をいただき研究活動のさらなる発展、充実をはかってまいりたいと存じます。

陽春の候、各位におかれましては御清祥の事と存じます。
平素より、当研究所の発展のために御協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、一九八四年は部落解放研究所が創立されて十六年目になり、時あたかも「同和対策事業特別措置法」が制定されて十五年にあたります。
創立以来理事長をとめていただいた原田伴彦先生を昨年末に亡くした悲しみはあまりにも大きくありますが、先生の遺志を受けつづき、部落解放研究の水準を飛躍的に高め、部落解放をはじめとした人権擁護の気運を大きく高揚させてまいる所存であります。このために、以下の七つの柱を立てて研究活動を展開してまいりたいと考えております。

1984年度 研究員入会・更新申し込み書(写)

(社)部落解放研究所の研究員として入会します。

1984年 月 日

氏名	所属部会	
住所(自宅)	電 話	
連絡先(職場)	電 話	
案内状の送付先 自宅 職場 (いずれかに○)		
その他(ご意見・ご要望等をお書きください。)		
送金方法 (いずれかに○)		
1. 郵便振替	2. 現金書留	
(口座番号・大阪1-96112 部落解放研究所)		
備考	会 員	受付日
(記入しない で下さい)	1. 正	
	2. 特	
	No.	入 金